# 情報通信行政·郵政行政審議会 郵政行政分科会(第79回)議事録

#### 第1 開催日時及び場所

令和4年5月17日 (火) 14:00~14:44 Web審議による開催

### 第2 出席した委員(敬称略)

佐々木 百合(分科会長)、島村 博之(分科会長代理)、実積 寿也、 巽 智彦、谷川 史郎、三浦 佳子

(以上6名)

## 第3 出席した関係職員等

今川郵政行政部長、松田郵便課長 事務局:福田情報流通行政局総務課課長補佐

### 第4 議題

諮問事項

内国郵便約款の変更認可【諮問第1226号】

○佐々木分科会長 ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第 79回を開催いたします。

本日はWeb審議を開催しており、委員7名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

Web審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、名のってから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項1件でございます。諮問第1226号「内国郵便約款の変更 認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○松田郵便課長 郵便課長の松田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 資料 7 9 - 1 に基づいて御説明申し上げます。

資料 7 9 - 1 について、全て連番で番号を振っておりまして、3 8 ページ以降は、日本郵便株式会社内部の業務マニュアルや非開示の経営情報などですので、委員限りとさせていただいております。御審議の中でも、ここに関する数字については、直接おっしゃらないでいただければと存じます。

資料の構成ですけれども、1ページおめくりいただきまして諮問書、2ページからしばらく審査結果が続きまして、その後、日本郵便株式会社からの変更認可の申請書が9ページから続いております。そして、18ページから「内国郵便約款の変更認可について」との説明資料がございますので、これに基づいて御説明申し上げます。

19ページを御覧ください。まず、日本郵便株式会社は、郵便法第68条第1項に基づきまして、郵便の役務に関する提供条件について郵便約款を定めなければならないとされております。

2つ目ですけれども、会社は、その第68条第1項に基づいて、郵便約款を変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならないとされております。

さらに3つ目ですが、「審議会への諮問」について。郵便法第73条第1号に基づきまして、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされておりまして、今回、諮問させていただいたところでございます。

その流れでございますけれども、今年の4月26日に申請をいただきまして、本日の 諮問となっており、答申をいただいた後は、総務大臣による認可が行われまして、日本 郵便株式会社から料金の届出がございます。料金については、認可事項ではございませ んので、後ほど届出がございます。

その後、「日本郵便株式会社でサービスの見直しを実施」とのことで、今回は3つの 内容があります。

1つ目が、特別あて所配達郵便のサービス開始。これは、本年の6月21日を予定しています。

2つ目は、切手別納の上限金額の設定開始。これは、本年の10月1日を予定しております。

さらに、新特急郵便の廃止。これは、来年の4月1日を予定しております。 それぞれ御説明申し上げます。

20ページを御覧ください。「第2 日本郵便株式会社からの申請内容」としております。

まず1つ目の「特別あて所配達郵便の新設」でございます。特別あて所配達郵便については、郵便法第44条第2項で、会社は、郵便約款に定めるところにより、郵便物の特殊取扱を実施することができる旨が規定されております。今回は、その特殊取扱として、新たに1つの類型を創設するものになります。

これは、何が特徴かと申しますと、通常の郵便ですと、あて名を記載いただくことになります。あて名とは、受取人の氏名及び住所又は居所でございますけれども、今回の特別あて所配達郵便については、あて名ではなくあて所で、アのところになりますが、会社は、受取人の住所又は居所が記載され、かつ、受取人の氏名が記載されていない郵便物を、その住所又は居所に居住する者があると認められる場合に、その住所又は居所に配達する特別あて所配達郵便の取扱いをするとしております。

つまり、受取人の氏名が分からない状態であっても、その住所に住んでいる人に届けたいといった差出人のニーズが顕在化したものですから、その差出人が意図する人への郵便物の送達を可能とする特殊取扱でございます。

なお、アの下のところですけれども、郵便物に記載された受取人の住所又は居所に複数の住宅等がある場合は、差出人に返還するとしております。これは、複数の住宅が同じ住所にあった場合は、どちらの住宅に配達すべきか、差出人の意図がどこにあるのかが判断できないということで、返還することにしております。

イとして、「特別あて所配達郵便とすることができる郵便物」として、条件を記載しております。次の条件を満たす第一種郵便物及び第二種郵便物で、第一種郵便物については括弧書きを開いておりまして定形郵便物に限るとしています。したがって、定形郵便物か、あるいは第二種郵便物すなわち葉書であることが条件となります。

- ①といたしまして、郵便物に受取人の住所又は居所を記載し、かつ、受取人の氏名を 記載しないものであること。
- ②といたしまして、料金後納としたものであること。この料金後納は、利用開始時に、その会社の存在、差出人の存在確認や信用調査などが必要になっております。また、口座の設定なども必要でございます。そうしたことから、不適正な利用を防止するためにこれを置いているものでございます。
- ③といたしまして、会社が別に定める差出方法及び表示に関する条件を満たすものであることとしております。具体的な表示については、後ほど御説明いたします。

ウも同じです。表示に関する事項ですので、後ほど御紹介いたします。

エとして、「特別あて所配達郵便のあて名変更の請求」。特別あて所配達郵便については、あて名ではなくあて所を記載するものでございますので、あて名の変更は請求することができないとしております。

次の21ページでございます。オとして「特別あて所配達郵便の転送」。特別あて所配達郵便については、転送をしないとしております。差出人は、現時点でその住所に居住している人に配達を望んでいらっしゃいますので、転送してしまうと、差出人の意図

しない人に郵便物を届けてしまうことになることから、転送をしないこととしております。

「変更を必要とする理由」は、お客さまの利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図るためとあり、また、「実施予定期日」は、本年6月21日とされております。

(4) 「補足」でございます。先ほど、郵便約款の変更には、総務大臣の認可が必要と申し上げたところではありますけれども、郵便法第68条第1項等に基づいて、期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件については、郵便約款の認可を要しないとされております。このため、日本郵便株式会社は、昨年、令和3年6月21日から、1年間に限定して特別あて所配達郵便を既に試験的提供として実施しておりました。こういった中で、取扱方法に関する検証やニーズの掘り起こしなどをしていたわけですけれども、検証もしっかりでき、また、不適正な利用もなく、一定のニーズが顕在することを確認しております。

この試験的提供の期間が本年6月20日に終了することになりますけれども、現在利用されている顧客から継続利用の意向があり、シームレスに本格提供に移行することで既存顧客に混乱が生じないようにするため、本年6月21日の約款変更の実施を予定しているところでございます。

このニーズは、契約義務がある人がその住所にいらっしゃるけれども氏名が分からないといった人にその郵便物を送ることであったり、自社サービスを利用していないことは分かっているけれども、他社サービスの利用者に自社サービスを紹介したいといった、主にインフラ関係の企業などに利用されております。

なお、「試験的提供における主な提供条件」で、約款記載以上に詳細な提供条件を掲示約款などで定めている事項ですけれども、①から⑦までございます。

- ①受取人の氏名が記載されていないこと。
- ②定形郵便物又は通常葉書とすること。これは、本格運用に当たっては、往復葉書を 追加することにしています。
  - ③料金後納とすること。これは、先ほど申し上げたとおりです。
- ④差出予定局。これは全国63の地域区分局等がございますけれども、63局のみで限定しております。ここに年間1,000通以上を差し出す旨を申し出た上で、その郵便局に内訳票を添えて差し出すものであることとしています。

それから、⑤表示として、「転送不要」の表示、カスタマバーコードの表示、差出人の氏名、住所又は居所、受取人の氏名を記載していない郵便物である旨の表示、郵便物の内容品に関する問合せ先として、差出人のコールセンターの電話番号等。カとして「特別あて所配達」の文字。そのほか、⑥他の特殊取扱としないものであることや、⑦料金は通常の料金に加えて200円であることとしております。これについては、本格運用である6月21日以降は150円に変更予定と聞いているところでございます。

このように、犯罪への利用を排除するために、料金後納の仕組みを採ってあったり、あるいは年間 1, 0 0 0 通以上の差出しを要件としていたり、また、差出人の連絡先やコールセンターを表示することとしていたり、差出局を 6 3 局に限定するなどをしているところでございます。

資料に「定形郵便物の例」とありますけれども、実際の試験的提供における特別あて 所配達郵便における表示でありまして、本格運用以降もこの表示を維持することになっ ております。

続いて、2つ目でございます。23ページです。「切手別納の上限額の設定」とあります。郵便法第28条第1項におきまして、郵便に関する料金は、郵便切手で前払をしなければならないとされております。具体的には、切手を郵便物に貼り付ける。これが原則でございます。

ただ、同項において、郵便約款に別段の定めを置くことにより、郵便切手を貼り付ける以外の方式で料金を支払える形が認められております。料金別納、料金後納、料金計器別納、料金受取人払又はクレジット払などがございます。

この申請は、現行の内国郵便約款第48条第1項にございますけれども、差出しの際、料金額に相当する郵便切手又は現金等で支払うことを規定しています。「別納郵便物の料金及び特殊取扱の料金」、別納料金と言いますけれども、これは、10通以上の差出しであれば、郵便切手を貼らなくても、切手をそのまま支払える、切手シートのまま支払える、現金で支払う、あるいはキャッシュレスで支払うということでございます。

そこに、右側にございますように、ただし、料金額として当社が別に定める額を超えるものであるときは、現金等で支払っていただきますとあります。100万円を予定していると聞いておりますけれども、100万円を超える場合は、郵便切手ではなく、現金、クレジットカードなどキャッシュレスで支払いいただくということでございます。結果的に、郵便切手による別納料金の支払の上限額を設定することになります。

その理由ですけれども、(2)として業務の効率化としております。

24ページ、「実施予定期日」は、本年の10月1日からでございます。

「補足」として(4)とありますが、郵便切手による別納料金の支払、「切手別納」と言いますけれども、これを受けた場合、現金などによる支払と比べまして、郵便切手の料額の確認や消印などのために、郵便局側の手間が非常に多くなっておりまして、特に大量の郵便物が差し出される場合は、多くの社員がそれにかかりきりになることもございまして、一時期に収納処理に時間を要することで、事務処理上、大きな負担となっております。

このことから、切手別納を減らすべく、広告郵便物、区分郵便物については、平成 19年に切手別納を廃止いたしまして、料金割引郵便物、計器別納料金についても、平 成30年に郵便切手による支払を廃止してまいりました。これについても、当審議会に 諮問させていただいて、答申をいただいたところでございます。

しかしながら、依然として切手別納による郵便物の収納額は減少しておらず、収納処理に非常に時間を要しておりまして、その負担が解消されていない。このため、郵便切手による支払に上限を設けることにより、業務の効率化を図ろうとするものであります。

1回の差出しに係る別納料金は100万円を上限とすることで、100万円を超える場合は、現金などで支払っていただくことになります。

最後に、25ページでございます。3つ目の「新特急郵便の廃止」でございます。

申請の内容は、郵便法第44条第2項において、先ほども申し上げましたが、会社は、 郵便約款に定めるところにより、郵便物の特殊取扱を実施することができます。 この申請は、既にあります特殊取扱の1つである新特急郵便を廃止するものでございます。廃止でございますので、基本的には規定の削除になります。

26ページを御覧いただければと思いますが、新特急郵便を廃止することは、収支の 改善を図るため、来年4月1日を「実施予定期日」としております。

27ページを御覧ください。新特急郵便は、その日の午前中に差し出された郵便物を当日の夕方5時までに配達するといった特殊取扱でございます。民間では特定信書便の、いわゆるバイク便で大体3時間ぐらいで送達されています。現状、札幌、東京23区、名古屋、大阪、福岡と、一部地域で日本郵便株式会社は新特急郵便を展開してきたわけでございますけれども、取扱通数が2016年度と比べて半減、約48.6%減になっており減少傾向でありまして、バイク便など特定信書便の参入がある中で、今後の増加も見込めないこと、廃止した場合でも特定信書便事業者の利用等、代替手段があることなどを踏まえ、収支が大幅に赤字になっている新特急郵便を廃止しようとするものでございます。

28ページ、「第3 審査結果」でございます。日本郵便株式会社からの内国郵便約款の変更認可申請については、郵便法及び郵便法施行規則の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当であるとしております。

それぞれ審査しておりますが、郵便法第68条第2項第1号で、イ、ロ、ハ、ニと、28ページ、29ページにある要件が定められております。

さらに、郵便法第68条第2項第2号で、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする ものでないこと、30ページでございますけれども、次に掲げる事項を記載した申請書 を提出していることとございますけれども、いずれも適正かつ明確な記載等々としまし て、適当としているところでございます。

以上、少し長くなりましたけれども、本件審査について審議いただければと思います。 よろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申 し出ください。

では、巽委員、お願いいたします。

○巽委員 よろしくお願いします。松田課長、ありがとうございました。

最初の特別あて所配達郵便の件ですけれども、御説明いただいた実証実験をしたときの提供条件の中には、年間 1,000 通以上差し出すことが前提になっている旨の記載が 21ページの④のところにあります。これは、今後、約款に記載して、普通にサービスを開始した後も、この条件は維持するとのことでよろしいですか。

- ○松田郵便課長 そのとおりでございます。
- ○巽委員 なるほど。
- ○松田郵便課長 21ページの記載ですけれども、太い括弧内に書いているところが、 本格提供時に変更を予定している事項でして、それ以外はそのままということになりま す。
- ○巽委員 分かりました。
- ○松田郵便課長 ですので、往復葉書を追加すること、料金を200円から150円に

引き下げる、その2点が変更点になります。

○巽委員 分かりました。

変更する予定の約款を見ますと、11ページだと思うのですが、その新旧対照表の 2ページ目の内国郵便約款第156条の3が、特別あて所配達郵便とすることができる 郵便物とあります。ここの内容的としては、第1項の(1)、(2)、(3)で条件を 指定することになっていると思うのですけれども、年間1,000通とは、この段階に は出てきていないので、(3)の当社が別に定める差出方法として、また別途指定して いるとのことでよろしいですか。

- ○松田郵便課長 今回は、内国郵便約款第156条の3の(3)の「当社が別に定める 差出方法」において、1,000通以上と定めることになります。
- ○巽委員 なるほど。そうすると、細かくて恐縮ですけれども、今後は、日本郵便株式会社の判断として、差出通数の上限を下げることを判断した場合は、認可のプロセスは経ないで、この(3)で日本郵便株式会社に授権されている範囲内で増減できるとの整理になりますか。
- ○松田郵便課長 そのとおりでございます。我々としては、約款に書いていただいて、 それをしっかり審査する役割があるとは思うのですが、ただ、民間の需要を見ながら、 迅速に見直しをするメリットもございますので、そういう意味では、現在1,000通 でございますけれども、状況に応じて変更は可能となります。
- ○巽委員 よく分かりました。ありがとうございます。

ここから先は感想というか意見なのですけれども、ニーズがあることを実証の結果、 把握していただいたことで、異議があるわけではないのですが、やはり素朴に考えると、 利用できる人の範囲が広がれば広がるほど、嫌がらせ目的や、不当に必要なサービスの 押売みたいなものに使いやすそうな仕組みであるので、通数の増減が日本郵便株式会社 の裁量になるのは良いかと思うのですけれども、提供条件に関しては、引き続き何らか の形でウオッチしていただくのが良いだろうなとの感想を持ったことだけ申し上げてお きます。

以上です。

- ○松田郵便課長 今、御審議いただいているのは認可約款なのですが、日本郵便株式会社としては、ユーザーに向けた掲示約款、郵便局に掲示する約款として、当該約款に加えているいろな条件を加えているところがございますけれども、それについてもしっかりフォローしていきたいと思っております。
- ○巽委員 ありがとうございます。

すみません。さらに申し上げると、受け取る側の人間からすると、自分の名前が書いていない郵便物が突然来るとなるとやはりびっくりしますし、若干気になるのは、誤配送された場合、受取人がそれを勝手に捨てると駄目と郵便法で定められていたと思います。あて名が書いていないから、自分の住所に届きさえすれば、それは誤配送ではないとのことで、誤配送にはならないと思うのですが、前の居住者を狙って送ったものが新しい居住者に届いていたときに、誤配送のところの整理がどうなるのかも少し気になるところではあります。恐らく大丈夫との解釈だと思うのですけれども、その辺りも、まずは掲示約款や広報のところで、受取人のところに名前が書いていない郵便物が行くこ

とがあることは周知していただくのが、まずは重要かなと思った次第です。 すみません。長くなりましたが、以上です。

○松田郵便課長 ありがとうございます。

1年間試行した際、そういうことも含めて、様々検証した中で、実際、一部の受取人からは、氏名の記載がない郵便物が届いたとの申告はあったと聞いております。

ただ、こういった特別あて所配達郵便の内容を説明した上で、内容物についての問合せは表示されていますコールセンター、差出人にお寄せいただくように説明したとのことです。その中で、特段の大きな混乱はなかったと聞いているところでございます。しっかり周知、説明をしていくことが重要だと考えております。

- ○巽委員 ありがとうございます。
- ○佐々木分科会長 ありがとうございます。 では、谷川委員、お願いいたします。
- ○谷川委員 ありがとうございます。素人質問なので恐縮ですけれども、特別あて所配 達郵便とは、信書になるのでしょうか。
- ○松田郵便課長 中身によっては信書にあたります。特定の受取人に対して意思の表示 又は事実の通知を行うものであれば、信書に該当します。この場合、差出人の意図とし ましては、もちろん名前は書いていないわけですけれども、現にこの住所にお住まいの 居住されている人に宛てたという点で、特定の受取人を意図したものであろうと考えら れます。

○谷川委員 私自身も少し質問が錯綜してしまうのですけれども、もしこれがビジネス的に魅力的なものであるとすると、外形標準からは信書かどうか区別がつかないので、普通の宅配の業者がそのまま業務をやることもできそうに思うのですけれども、これが信書になると、許可を受けていない業者が運ぶことができなくなってしまうと思います。外から見たときに、その区別がつかないことについては、特段問題はないのでしょうか。○松田郵便課長 御指摘の宅配事業者が信書便の許可なく信書を運んでしまうのではないかという問題は、特別あて所配達郵便かどうかではなくて、普通に一般の郵便物であっても、生ずる問題です。郵便法上は日本郵便以外の者による信書の送達は禁じられておりますので、それを宅配事業者から受け取られた人が、これは信書ではないかとの問合せを我々にしてくることもありますし、警察に申告されることも間々ある話でございます。これは、特別あて所配達郵便特有の話ではございません。

- ○谷川委員 なるほど。分かりました。ありがとうございます。
- ○佐々木分科会長 ありがとうございました。 それでは、三浦委員、どうぞ。
- ○三浦委員 松田課長、御説明ありがとうございました。

先ほど巽委員もお聞きしておられたことで、私も誤配送が起らないのかと心配がありましたが、先ほど巽委員の御質問にお答えいただいていたので、それは問題ないと思いました。

それから、あて名がないものを望まれる消費者がどの程度いらしたかは分からなかったのですが、間違えというか、例えば、同じ住所で受け取る人の範囲が、誰が受け取っていいのか分からないようなものが届くことがないのか、少し気になりまし

た。小さいトラブルかもしれませんが、家族でもその同じ住所に5人が住んでいて、 開けられては嫌なものなどがないのかなども気になりました。

あともう一つの質問は、この件ではなくて、支払いに関してどういうものを使ってもよいのかということです。切手を別貼りしなくても、100万円超の支払いでもクレジット払いでよいとのことですが、例えば、カードでは法人のカードと個人のカードと両方お持ちの人がいらっしゃると思います。クレジットカードは100万円を超えたら物凄くポイントがついたりしてしまう。そういう変な意味でのインセンティブみたいなものが悪用されるようなことはないのか気になりましたので、御質問させて頂きます。

○松田郵便課長 まず1つ目は、基本的に普通の郵便であっても、今回の特別あて所配 達郵便もそうですけれども、いわゆる郵便受箱といいますか、各御家庭で設置されている郵便ポスト、郵便受箱に配達することになります。それは、あて名があってもなくても、基本的には1つの家庭で1つのポストがあれば、そこに配達することで、子供のものが見られたりするのは間々あることかなとは思います。

今回はあて名がないことについて、基本的には、差出人の意図としては、そこにお住まいの人ですので、誰々ではなくその世帯なのかなと。郵便受箱があれば、そちらへ配達する。

ただ、二世帯住宅のような形で、同じ住所だけれども、ポストが2つある場合には、 どちらに配達すべきかが分からないことになりますので、差出人に返還することになり ます。

また、クレジットカードについては、基本的には100万円超でポイントがついて悪用されるかとのことですけれども、通常の経済活動でございますので、今、支払の多様化を進めていまして、実際、QRなどでも郵便局窓口で支払ができるようになっております。クレジットカードも、どのクレジットカードをお使いいただいても、基本的には普通の経済活動として、それでポイントがつくのであれば、それだけ必要な支出をされたことですので、特に何か問題かと言われたら、問題ではないと思います。

- ○三浦委員 分かりました。どうもありがとうございました。
- ○佐々木分科会長 よろしいでしょうか。 それでは、実積委員、お願いいたします。
- ○実積委員 実積です。質問は3つほどあります。1つ目として、特別あて所配達郵便 の件をまずお伺いしますが、利用できる郵便局が限定されているとのことだったのです けれども。
- ○松田郵便課長 はい。63局となります。
- ○実積委員 その63局は、どのように分布されているのか。つまり、沖縄から北海道まで、ユニバーサルサービスではないと思うのですけれども、どの程度利用できるのかなと。
- ○松田郵便課長 基本的に地域区分局でございますので、各県1局程度あります。東京だともう少しあるかもしれませんけれども、そういった局になります。
- ○実積委員 今回の認可というか審査によって、新しく利用可能になった地域はないということでよろしいのでしょうか。

○松田郵便課長 はい。試行期間と違えるものではないので、これまでも全国 6 3 局の 郵便局、例えば、新潟であれば新潟郵便局、長野であれば長野東郵便局と松本南郵便局 など、その地域の拠点となるような地域区分局を差出先として指定されていると聞いて おります。

- ○実積委員 これは、差出先はそこなんだけれども、受取先は日本全国ですか。
- ○松田郵便課長 そのとおりでございます。差出先は63局に絞って、しっかり確認しながら、この約款に従った手続を基に差出していただくとしております。ただ、配達は全国になります。
- ○実積委員 例えば、電話がかかってきてほしくないから、電話番号を電話帳に載せないという行為が昔ありましたが、このサービスが本格化すれば、郵便を受け取りたくないから表札に名前を載せないという行為が今後機能しないことになります。その場合、例えば法律関係や裁判所関係の資料、もしくは、シュリンクラップのように開封した瞬間に契約が成立してしまうようなものが届くかもしれません。そのため、消費者に今までとは違って、表札に名前が書いていないからといって、企業からの郵便物が届かないわけではないんですよとの情報周知はしていただく必要があります。さもないと、受取手側で必要なものを捨ててしまうケースや、企業も、送ったつもりになっているのだけれども、結局その契約関係で揉めるケースが発生しかねないので、少しそこは周知していただければと思います。この部分は、質問ではなく感想です。
- ○松田郵便課長 しっかりした周知通知は日本郵便株式会社にも伝えたいと思います。 また、これは住所又は居所のみを記載した郵便物とちゃんと表示いただくことにして おりますので、受取人側の混乱がない形で、しっかり本格運用されるように申し伝えた いと思います。
- ○実積委員 一軒に複数の人が住んでいるとか、親世帯にDVで逃げてきている娘が同居しているみたいなケースも当然考えられるので、そこは少し丁寧に消費者に対する説明をしていただければと思います。これが1点目。

次に「現金等」の「等」の中には何が入るのか、どこかに書いているのですか。

○松田郵便課長 現金等は、郵便約款に記載がありまして、料金の支払方法について記載がございます。

現状、認められているのが、切手の前払以外には、料金別納での現金、それから、クレジットカード、QRコードみたいなものでも可能ですし、料金後納であれば、口座を持っていただいて、銀行口座からの引き落としになります。

さらに、料金計器別納もございまして、料金計器で自動的に証書を出すようなものです。郵便料金計器だと、証紙で、その証になる紙が出てくるわけですけれども、それがあります。

- ○実積委員 郵便約款や郵便局における現金等の「等」に何が入るのかは、なかなか解 釈が難しいので、QRコードが使えるのを皆さんが知っていれば、使い勝手はよくなる かなと思います。
- ○松田郵便課長 そのとおりかと思います。
- ○実積委員 3点目は、この場でお伺いするのが適切かどうかを含めてよく分からない のですけれども、最後の新特急郵便の廃止の理由が、収支に関して問題があるからとの

お話でしたが、多分このサービスだけが赤字ではないと思うので、そうすると、どの程度赤字であれば、サービス廃止のプロセスを進めることを日本郵便株式会社は考えていくのでしょうか。赤字でもやらなければいけないサービスはあるし、あるいは逆に言えば、少し儲かっているのかもしれないのだけれども、民間で同じサービスが既に利用可能なので、郵便局としては、既に社会的な責任を果たす必要がなくなったサービスだと判断されるものもあるかもしれない。そういった判断基準について教えてください。それから、このサービスを廃止することによって、どの程度収支に対してプラスになるのかを少し教えていただけますか。

○松田郵便課長 新特急郵便については、郵便法第44条第2項で、会社が郵便約款に 定めることにより取り扱うことができる特殊取扱です。国としては、義務的な特殊取扱 と任意的な特殊取扱と分けていて、今回の新特急郵便については、任意的な特殊取扱で すので、そういう意味では、国として最低限残さなければいけないサービスではありま せん。

あとは、経営判断になるわけですけれども、新特急郵便については、平成9年からあり、例えば、主に出版社や新聞社など、短い時間で午前中に原稿を郵送してもらったら午後5時の入稿に間に合うみたいな形で利用されていたわけですけれども、最近、どんどん電子化もされてきて、基本メールなどでできてしまうこともあってニーズが少なくなってきていることもございます。

また、バイク便と違って、これは既存の郵便配送網を使ってやるものですので、なかなか競争力が保てないところがございます。

幾ら収益が上がるかは、経営上の非開示情報になると聞いておりますので、申し上げられないのですけれども、今回については、任意的な取扱いであることと、サービスとしてなかなか成長が見込めないのではないかと日本郵便株式会社の経営判断があったこと、それから、もし廃止したとしても、特定信書便事業者、バイク便事業者がいますので、大きなユーザーの不利益にもつながらないので廃止を決めたと聞いております。

○実積委員 経営判断であるのは、まさにそのとおりだと思うのですけれども、利用者から見ると、ついこの間まで国がやっていたサービスが、そんな簡単に廃止されるというのは、恐らく期待の外のことだと思います。今回のサービス廃止は、即時廃止というわけではなさそうなのですけれども、十分な周知期間や代替サービスの御案内はしっかりやっていただいたほうがいいなと思います。

今、松田課長から代替のバイク便があるとのお話でしたけれども、郵便局の機能は、田舎のようにほかの代替サービスに何もない地域のほうが都会の場合よりも価値ははるかに大きくなっています。そのため、廃止サービスに関しては慎重に判断していただくとともに、実際になくさなければいけないときには、利用者に対して利益の保護、期待の保全の手続を取っていただく必要があります。郵便局はそのサービスをやめるみたいだねと評判が立つだけでも、昨今、例えば、年賀状がどんどん減ってきているみたいな報道を見るにつれ、消費者に不安感が出たりするので、そこは少し注意深くやっていただいたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○松田郵便課長 来年4月1日の廃止まで1年弱の周知期間がございますので、利用顧

客に対して丁寧に御説明をして、御理解を得られるように求めたいと思います。ありが とうございます。

○実積委員 物を実際に送ることはネットではできません。物理的に人に運んでもらう作業がどうしても必要になるので、こうしたサービスへのニーズが全くなくなるわけではないと思います。今回の場合、競合事業者に塩を送るのは嫌かもしれませんが、同じようなサービスが必要な人に対しては、この競合事業者に電話をかけてくださいというような案内のサービスがあってもいいかなと思いました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

すみません。ちょっと確認なのですけれども、例えば、タワーマンションなどに広告の形で全部の号数を書き込んで、それぞれ1通ずつ、何通も広告みたいなものを送りつけるようになる心配は、実際には、お伺いしたところ、1通のコストが高いので、そういうことはないとお考えなのかなとは思うのですけれども、それはいかがでしょうか。よくポスティングするアルバイトがある話がありますけれども、それと同じような形で、ただ、郵便だと届けてもらえるわけですから、そういったことは懸念されたりなかったのでしょうか。

○松田郵便課長 全戸配布ですと、特別あて所配達郵便は特殊取扱で、通常料金にプラス150円ですので、例えば、1通84円の基本料金に150円を足すと234円になります。金額的にはほかの手段を使ったほうが、そういった目的には適される。そこはユーザー次第であるかなと思います。

○佐々木分科会長 なるほど。分かりました。ちょっとそれが気になったので、承知しました。どうもありがとうございます。

このほかに御意見などはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、特に御意見ございませんようでしたら、諮問第1226号につきましては、諮問のとおり認可するということが適当である旨、答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の審議は終了いたします。

全体を通しまして、皆様から何かございますでしょうか。

事務局からはいかがでしょうか。

○事務局(福田) 次回の郵政行政分科会は、また別途御連絡を差し上げたいと思いま すので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議は終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会